

網走市子育て世帯向け 住宅賃貸支援事業

1. 事業目的

網走市では、低所得の子育て世帯が安心して居住できる住宅の確保及び経済的負担の軽減、空き家の有効活用を図るため、『網走市子育て世帯向け住宅賃貸支援事業』を実施します。

当事業は、“空き家の戸建て住宅”を『低所得の子育て世帯が円滑に入居できる専用住宅』として活用していただける住宅所有者等へ、住宅の改修費や家賃の補助を行うことで、子育て世帯の支援を行う、ものです。



2. 事業内容

住宅所有者等が“住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律”に基づき、空き家の戸建て住宅を『低所得の子育て世帯が入居できる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅』として登録を受けた住宅が当該事業の対象となる住宅です。

市内に昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した個人が所有する戸建て住宅で、家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失わない水準以下などの条件に適合した住宅です。

この住宅は市営住宅ではなく民間の賃貸住宅ですが、住宅の条件・入居世帯の条件が整えば、入居世帯収入に応じて家賃を軽減します。

【専用住宅家賃低廉化事業】

○補助金は、下表のとおりかつ上限4万円

入居者の所得（月額）	収入分位	補助金の額（月額）
104,000 円以下	I	家賃×0.60
104,000 円を超え 123,000 円以下	II	家賃×0.55
123,000 円を超え 139,000 円以下	III	家賃×0.50
139,000 円を超え 158,000 円以下	IV	家賃×0.45
158,001 円以上	—	—

○補助金の交付期間は、管理開始から10年以内

3. 入居世帯の資格

- (1) 入居時に小学校就学前の子どもが1人以上同居する世帯
- (2) 入居時の世帯の月収が15万8千円以下であること
- (3) 入居者は市税の滞納がないこと

※ その他の要件があります。お問い合わせください。

4. 入居期限・入居期限の延長

- (1) 同居する小学校就学前の子どもが小学校を卒業する年の3月31日までとし、子どもが2人以上の場合は、年齢が高い方によるものとする。
- (2) 年齢が高い子どもの小学校卒業により入居期限が到来したが、同世帯に他の子どもが小学校入学前から当該住宅に同居している場合は、当該子どもが小学校を卒業する年の3月31日まで入居期限を延長できる。

5. 住宅情報の提供

①セーフティネット住宅情報提供システムによる情報提供

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として、規模や構造、設備等について一定の基準に適合し、都道府県（道）、政令市（札幌市）、中核市（函館市、旭川市）の登録を受けた住宅をいいます。

住宅の登録・検索・閲覧については、国が運用する「セーフティネット住宅情報提供システム」を利用することができます。

②網走市役所建築課から情報提供

上記のシステムに登録された専用住宅の情報をお知らせします。情報提供を受けたい子育て世帯は、市役所建築課に連絡先を登録してください。

6. 制度の流れ

(1) 事前協議（住宅所有者等）

事前に網走市建設港湾部建築課建築係に相談してください。

(2) 連絡先の登録（子育て世帯）

物件情報の提供を受けたい子育て世帯は、市役所建築課に連絡先を登録してください。

(3) 住宅の登録（住宅所有者等）

セーフティネット住宅情報提供システムに登録するため北海道へ書類を提出します。

(4) 住宅情報の提供（網走市）

賃貸物件の登録があった場合に、物件に関する情報をお知らせします。

(5) 住宅改修工事に対する補助金（住宅所有者等）

改修工事を行う前に交付申請書の提出など手続きを行います。

(6) 入居者の公募・決定（住宅所有者等）、賃貸契約（住宅所有者等、子育て世帯）

住宅所有者等は、入居者の公募、決定、賃貸借契約を行って、網走市へ報告してください。

(7) 入居開始（子育て世帯）

(8) 家賃減額に対する補助金（住宅所有者等）

住宅所有者等は、入居者の住民票など必要書類をそろえて交付申請書の提出など手続きを行います。

※ 詳しくはお問い合わせください。